

《研究ノート》

『朝鮮文朝鮮語講義録』発行の背景

朝鮮語学習に対する需要の変遷

山 田 寛 人

はじめに

1. 『朝鮮文朝鮮語講義録』以前の朝鮮語学習書
 2. 日本人官吏を対象とした朝鮮語試験・講習制度
 3. 『朝鮮文朝鮮語講義録』と朝鮮語研究会
- おわりに

はじめに

日本支配下の植民地朝鮮では、1924年9月から数年間にわたって『朝鮮文朝鮮語講義録』という、日本人向けの朝鮮語学習のための通信講座が発行されていた。本稿は、この『朝鮮文朝鮮語講義録』発行の背景を検討するものである。

この講座は、毎月一回発行され一年間で一つの講義が終了するという形式で、会費は月額70銭、年額7円だった¹。食パン1斤16銭、国鉄入場券5～10銭、巡査の初任給45円、教員の初任給40～55円という時代である²。これだけの投資をしてでも朝鮮語を学ぼうとする日本人が相当数存在していたということになる。逆に発行した側からいえば、ある程度のもうけが見込めたということでもある。

当時の日本人社会の間では一般的には朝鮮語など学ぶ価値がないと言われていた。また、現在の時点からこの時期の歴史を振り返ってみても、朝鮮人に日本語を強制的に学ばせた日本人が朝鮮語を学ぶはずなどなかったというイメージが強い。しかし、実際には在朝鮮日本人官吏を中心に多くの日本人が朝鮮語を学んでいた。これについて従来の研究では、「朝鮮語学習奨励は一部の特殊な目的のために行なわれた」³、「一部植民地官吏による支配のための朝鮮語学習」⁴というように植民地支配を円滑に進めるためのものだったという評価がなされてきた。これに対して筆者は、多くの学習者を輩出した背景にあった朝鮮総督府による朝鮮語学習奨励政策の制度的側面を明らかにする研究を行い、「朝鮮語奨励政策は支配を円滑に進める目的で支配末期まで継続して行われたものの、本来の目的は十分に達せられたとは言えず、むしろ政策による制度自体が目的化してしまった」という結論を

提示した⁵。本稿では政策立案者の観点からではなく、『朝鮮文朝鮮語講義録』を題材としながら学習者側の需要という観点からこの問題を考えてみたい⁶。本稿の構成は以下のとおりである。

第1章で『朝鮮文朝鮮語講義録』発行以前の朝鮮語学習書の発行状況や発行目的を検討することによって、朝鮮語学習に対する需要の変遷をたどる。第2章では、その需要の背景にあった朝鮮語の試験・講習制度を示し、両者の関連を分析する。第3章では、同誌とその発行主体である朝鮮語研究会がどのような性格のものであったのかを明らかにする。そして、同会の盛衰について朝鮮語学習に対する需要の変遷と比較しながら考察する。

1. 『朝鮮文朝鮮語講義録』以前の朝鮮語学習書

ここでは『朝鮮文朝鮮語講義録』が発行される1924年以前の学習書の序や緒言などを手がかりとして、その発行目的を以下の時期区分にしたがって整理しておく。(1) 日朝修好条規(1876年)～乙巳保護条約(1905年)、(2)～韓国併合(1910年)、(3)～『朝鮮文朝鮮語講義録』発行(1924年)。

(1) 1876～1905年

1876年に日朝修好条規(江華島条約)が結ばれると、釜山(1876年)、元山(1880年)、仁川(1882年)が開港され、日本と朝鮮との貿易が盛んになり、日本から移住する者も増加していく。そうした中で朝鮮語学習に対する需要も高まり、日本人向けの朝鮮語学習書が発行されるようになる。特に発行点数が突出しているのは日清戦争開戦の年である1894年(17点)と日露戦争開戦の年である1904年(13点)である⁷。この時期の学習書の特徴づけるキーワードは、移住、貿易、軍事である。

「交際ニ商業ニ其語ヲ学フノ急務ニアラザルハナシ」(『日韓通話』1893)、「本書は兵用を主とせるを以て」(『兵要朝鮮語』1894)、「本書纂述ノ目的ハ朝鮮語未知ノ軍人ヲ利スルニ在リ」(『日韓会話』1894)、「本書ハ我軍人及ヒ渡行諸士ノ便宜ヲ計リ」(『日清韓三国会話』1894)、「本書編纂ノ意ハ第一、出征ノ軍人ニ便シ第二、貿易ノ商人ヲ利スルニアリ」(『朝鮮語学独案内』1894)、「我国と朝鮮は隣合であるから、千年万年の後まで、商業の道に於て離れるに離れられぬものである 乃で如何しても朝鮮の言葉を学んで置かねばならぬ」(『実地応用日韓会話独習』1904)、「現今開明の世に在つて広く利益を得んと欲せば、常に交通諸国の言語を学ばざるべからず」(『いろは引朝鮮語案内』1904)、「本書ハ商工業者及ヒ軍務ニ服スル者等、一般渡韓者ノ実用ニ供シ」(『最新日韓会話案内』1904)。

このように、朝鮮に渡る日本人が増加するにつれて、かれらに向けて実用的な便宜を提供する目的で朝鮮語学習書が発行され始めた。

(2) 1905～1910年

日露戦争後の1905年に朝鮮との間で第二次日韓条約(乙巳保護条約)が結ばれると、朝鮮への移住者は急増する。この時期のキーワードは朝鮮の開発、経営である。文化的にお

くれている朝鮮を助けて発展させてやるために朝鮮に渡り日本の影響力を扶植していくべきであり、そのためには朝鮮語の学習が必要であるという目的掲げる学習書があらわれるようになる。

「今後真に彼の国民の智識を開発し根本的に彼の国を改革せんとせば韓語の研究一日も忽にすべからざるなり」（『対訳日韓新会話』1905）、「日本人は早く韓人を指導して文明に趣かしめ開化に導かねばなりません、是れ日本人の天職であります此天職を尽すためには種々の方法もありますが彼の国語を知つて彼の国情に通じるのも亦第一の要件であらうと思ひます」（『六十日間卒業日韓会話独修』1906）、「吾人は必ず彼国民と手相握り足相並びて、以て啓発誘導の実を収めざるべからず。国民的経営の最要条件は何ぞや。曰はく、経済的交益。曰はく、日韓言語の交換是れなり。」（『韓語文典』1909）

このように、朝鮮を開発、経営して文明世界に導いていくために相手の言語である朝鮮語を学ぶ必要があるという考え方があらわれるのがこの時期の特徴である。この考え方は、文明への導き手としての日本人、特に日本人官吏の朝鮮語学習の必要性という方向にも進んでいく。

日本は、第一次日韓協約（1904年）により韓国政府に日本人顧問を置き韓国政府の行政に介入し始めた。第三次日韓協約（1907年）後にはさらに介入を深め、多くの日本人官吏が韓国政府官吏として就任するようになった⁸。こうした中で、「在韓の邦人、特に日夕韓国の官民に接触すべき業務に在る者は、少なくとも韓語の一斑を解して日常業務の利便に資し、更に其研究に勉めて人情の機微に通じ、以て公私百般の経営に貢献するところ無かるべからず。」（『文法注釈韓語研究法』1909）というように、日本人官吏に朝鮮語学習をすすめる学習書もあらわれてくる。ただし、1909年時点ではまだ韓国政府の日本人官吏は高等官359人、判任官2040人程度の規模であり⁹、本格的に日本人官吏の数が増加しかれらに対する朝鮮語の講習・試験制度が整えられていくのは韓国併合（1910年）後のことである。

(3) 1910～1924年

韓国併合により朝鮮は完全に日本の植民地となった。行政機関が整備されていく中で、日本人官吏の数が一気に増大した。在朝鮮の日本人官吏に対しては、採用試験、昇進試験、採用後の講習など、さまざまな形で制度的に朝鮮語の学習が課せられるようになった。この時期の特徴は、こうした制度を反映した朝鮮語の学習書が発行されるようになったことである。

「爾来日鮮両語ノ研究益々盛トナリシト判任官及雇員試験ニ朝鮮語ハ必須科目トナリシトニ依リ需要急増シ既ニ残本ナキニ至リ改版ノ急要ヲ来セリ」（『ポケット日鮮会話』第5版1915）、「朝鮮総督府及所属官署判任官及雇員試験ニ於テ内地人ハ朝鮮語ヲ朝鮮人ハ日本語ヲ其主要科目トナセリ」（『ポケット日鮮語会話』1918）、「卷末ニ総督府朝鮮語奨励試験（第一回ヨリ大正十二年八月迄施行ノ甲種及乙種ノ）問題ヲ掲記シ参考ニ供セリ」（『朝鮮

語研究』1923)、「本書ハ主トシテ官公署ニ勤務シ忙中寸暇ヲ得テ朝鮮語学研究ニ志ス人々ノ為メニ〔……〕本書ハ特ニ朝鮮語学各種試験応募者ノ為メニ〔……〕」(『応用自在朝鮮語法詳解』1923)。

ここにあげた学習書は「判任官及雇員試験」「朝鮮語奨励試験」「朝鮮語学各種試験」といった試験への対策として発行されていた。その背景には、朝鮮語が主要な科目として課されるさまざまな講習・試験制度が整えられていたことがある。つまり制度的に朝鮮語の学習を義務づけられていた日本人官吏が多く存在するようになっていたのである。この時期に出された学習書は、かれらの需要に支えられていたと言える。『朝鮮文朝鮮語講義録』もまた、こうした流れの中であらわれたものと見ることができる。同誌の場合は特に朝鮮語奨励試験との関連が深いが、この試験の受験者でなくてもその必要性を感じていた学習者は少なくなかったと思われる。

2. 日本人官吏を対象とした朝鮮語試験・講習制度

ここでは朝鮮語学習に対する需要を生み出した要因である、朝鮮語試験・講習制度について述べる。その対象となったのは主として高等官を除く判任官以下の職員である。また、人数の面からみて特に重要なのは地方庁の日本人職員である。

表1 朝鮮総督府の本府職員数(内地人)の変遷

官位／年	1915	1920	1925	1930	1935	1940
高等官	104	150	107	139	149	293
判任官	490	744	453	528	613	1101
嘱託・雇員	589	870	583	751	864	1282

表2 朝鮮総督府の所属官署(地方庁除く)の職員数(内地人)の変遷

官位／年	1915	1920	1925	1930	1935	1940
高等官	500	435	557	745	814	1159
判任官	6242	3637	5678	6783	8891	13752
嘱託・雇員	5012	3329	6228	8871	11236	17274

表3 朝鮮総督府の地方庁の職員数(内地人)の変遷

官位／年	1915	1920	1925	1930	1935	1940
高等官	143	246	559	714	785	1102
判任官	2760	14322	18037	19978	21036	29150
吏員	0	0	345	369	1645	2529
嘱託・雇員	1850	2286	1138	1520	2807	3203

出典：岡本真希子『植民地官僚の政治史』三元社、2008年、66-68頁。

表1～3に出てくる本府、所属官署、地方庁について簡単に説明しておく。朝鮮総督府設置当初の官制は以下のとおりである。本府には総督官房、総務部、内務部、度支部、農商工部、司法部が置かれ、それぞれの下にさらに課や局が置かれた。所属官署には中枢院、取調局、各道、警務総監部、裁判所、監獄、鉄道局、通信局、臨時土地調査局、税関、専売局、印刷局、営林廠、医院、平壤鋳業所、勸業模範場、土木會議、工業伝習所、諸学校が置かれた。地方庁とは道庁、府庁、郡庁などをさす。

本府職員を対称とした朝鮮語を含む試験・講習制度は管見の限り見つけることができなかった。以下では、所属官署、地方庁のうち朝鮮語が課された制度をもっていたことがわかるものを示す。ただし、これは筆者の調査した範囲内のものとどまる。

(1) 各道（地方庁）

各道の下には長官官房、内務部財務部が置かれ、その下に府、郡、その下に面が置かれた。その他、各道の下に慈恵医院（後に医院）が置かれた。(2)で述べるように、後に各道の下には警察部（後に第三部）と警察署が加わる。ここでは、道、府、郡の地方庁職員を対象としたものを取りあげる。

1) 道府郡書記講習会

これは朝鮮における官吏採用制度がまだ確立していなかった時期に、内地の各府県から選抜された地方官吏が朝鮮に渡った直後に受けた講習会である。1911年8月28日～9月26日に96名に対して実施され、朝鮮語の時間数は全149時間の半分以上の76時間だった¹⁰。朝鮮語は2クラスに分けて行われ、それぞれ李完応、玄徳が担当した。翌年の1912年5月10日～5月23日にも30名を対して実施され、朝鮮語の時間数は全70時間中24時間で、李完応が担当した¹¹。さらに翌年の1913年10月3日～10月17日に行われた講習会では朝鮮語の講習は行われなかったが、それに関して宇佐美内務部長官による閉会にあたっての訓示では以下のように説明されている。

殊ニ開会ノ初ニモ申述ヘシ如ク兎角朝鮮語ノ如キハ幾ラ奨メテモ地方ニ居ル人人ハ我我ノ意ノ如ク練習シテ呉レナイ併シ諸君ハ既ニ朝鮮語ニ就テハ一定ノ試験ヲ経テ端緒ヲ得テ居リマスカラ益々進ミテ研究シ朝鮮語ヲ以テ自由ニ意志ノ疎通ヲ計リ朝鮮人ヲ指導シ得ラレル程度マテ速ニ上達スルヤウニ希望シテ置クノテアリマス¹²

つまり当初の講習会とはちがって、講習生たちは講習前にすでに朝鮮語を試験科目として含む採用試験に合格していたためにあえて朝鮮語の講習を行う必要がなかったのである。この採用試験とは、次に述べる「試補及見習ニ関スル件」（1912年）によるものである。

2) 判任官見習の採用試験

1912年に試補及見習ニ関スル件が出され、朝鮮独自の官吏採用制度が定まる。試補¹³採用のための試験規程はなく、見習採用のための試験では朝鮮語が課された。1919年の改正

で試験規程自体がなくなる¹⁴。見習に採用されると一定期間の講習を受けて判任官となる。この講習については、5) で述べる。

3) 雇員の採用試験

雇員は厳密に言えば官吏には含まれないが朝鮮語教育の対象となっていたので、とりあげる。1912年の雇員採用試験規程において朝鮮語は選択科目だったが、翌年の改正で必修科目になった。1919年の改正で「内地人ニ在リテハ朝鮮語但シ必要アル場合ニ限ル」(第五条)となり、必修科目ではなくなった¹⁵。

4) 文官普通試験

文官普通試験の合格は判任官任用資格のうちのひとつだった。内地では、この試験によらなくても十分に人材が確保できていたので実施する必要がなくなっていた。一方、朝鮮では毎年この試験が実施されており、資格獲得を目指す受験生にとっては数少ない機会となっていた¹⁶。

朝鮮では1918年に普通試験令(勅令第8号)が出された¹⁷。これによれば、朝鮮語は4つある選択科目のうちのひとつだった。朝鮮語の試験問題の程度は「朝鮮語ニ於テハ東京外国語学校三年ノ程度トス」となっていた。なお、東京外国語学校の修業年限は3年間なので、朝鮮語専門課程の最終学年の程度ということになる。

5) 判任官見習講習会

これは、前述の2)の試験によって採用された見習に対して行われた講習会である。第一回の講習会は、1918年7月11日～12月23日に実施された。全講習時間数は662時間で、そのうち120時間が朝鮮語にあてられた。朝鮮語の講師は、李完応(京城高等普通学校教諭)、新庄順貞(朝鮮総督府通訳官)の2人だった。講習を受けた見習は40名だった¹⁸。かれらは講習会終了後に地方官吏として地方行政にたずさわることになっていた。第二回の講習会は、1919年7月14日～12月20日に実施された。全講習時間数は584時間でそのうち130時間が朝鮮語にあてられた。朝鮮語の講師は李完応と山本正誠だった¹⁹。これ以降の実施については不明であるが、その役割は6)の行政講習所に引き継がれたと考えられる。

6) 行政講習所

定員は50人(第七条)、講習生には月額45円の手当が支給され(第十条)、「卒業者ハ卒業証書受得ノ日ヨリ三年間朝鮮総督ノ指定シタル行政官庁ニ奉職スルノ義務」(第十七条)を負っていた。講習期間は4月1日から3月31日までの一年間で(第四条)、夏季休業(8.11～8.31)、冬季休業(12.29～1.3)、期末休業(3.28～3.31)だった(第五条)。履修科目は訓育、朝鮮語、朝鮮史、数学、習字、法学通論、憲法、行政法、民法、財政、経済、地方制度、各種行政法規だった(第三条)。

その後の改正(府令第29号1923.3.7)により、履修科目に国語、国史、統計が加えられ各種行政法規が各種行政実務に変更され、定員が90人になった²⁰。

朝鮮語を担当した李完応は「大正七年より開かれた判任官見習講習会の時代より大正十

四年三月廃止されたる行政講習所に至るまでの朝鮮語の講師として講演を試みた。」²¹と述べている。これによれば、行政講習所は1923年4月から1925年3月までの3年間存続したことになる。また、判任官見習講習会と関連性をもつものであることもわかる。

その後11年間の経緯は不明であるが、11年後の1936年には朝鮮総督府地方官吏養成所規程が出されている。これは行政講習所を直接引き継いだものかどうか判断が難しいが、手当支給月額が20円（改正後30円）となっている点以外はその内容がほぼ同じであり、朝鮮語を学科目の一つとして含んでいた。1941年の改正で「学科目ノ一部ハ之ヲ省略スルコトアルベシ」とされるまでは少なくとも朝鮮語は継続して課されていたものと思われる²²。

7) 慈恵医院

慈恵医院に置かれた看護婦助産婦養成所では1922年の規程改正により、看護婦科で2年間、助産婦科で1年間の修業年限の中でいずれも朝鮮語が課されることになった²³。それ以前の規程では朝鮮語がなかった。これ以降の変遷は不明である。

(2) 警務総監部（1919年に廃止され、各道の下に警察部（後に第三部）が置かれる）

警察官に対するものは、質、量ともに他の官吏とは比較にならない。1925年以降は、常に1万名以上の日本人警察官がいたが、そのほとんどが朝鮮語教育を受けていた。併合前から支配の全期にわたって、初任および現職警察官に対する講習、警察官教養規程、通訳兼掌者規程、各種昇進試験などの形で行われた²⁴。

(3) 監獄（1923年からは刑務所）

監獄の看守に対しては、採用時（1931年まで）²⁵、採用後の教習（1943年まで）²⁶、看守長への昇進試験（1943年まで）²⁷といったさまざまな場面で朝鮮語が課された。ほぼ全時期にわたって朝鮮語が課されていたことがわかる。

(4) 鉄道局

1910年に現職者を対象とした朝鮮総督府鉄道局従事員教習所規程が定められたが、その後の変遷は不明である²⁸。

1925年に鉄道従事員を養成するための規程（朝鮮総督府鉄道従事員養成所規程）が定められた。この養成所の本科では、3年間の修業年限のうち2年間週2～3時間朝鮮語が課されていたが、1941年の改正で1年間週1時間と激減し、1944年の改正で朝鮮語はなくなった²⁹。

(5) 通信局（1912年4月に通信局と改称）

郵便局長になる者を対象とした通信業務伝習生養成規則（1912年）では、通信伝習生に対して朝鮮語が課された。養成期間は10ヶ月以内、朝鮮語を含む9つの教科目は「通信局長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得」となっていた。1942年の改正で朝鮮語はなくなった³⁰。

(6) 臨時土地調査局

臨時土地調査局の職員の中から選ばれた講習生が、3～6ヶ月間の講習を受けた。朝鮮

語は週2時間だった³¹。これがいつまで継続したかは不明であるが、土地調査事業自体は1910年3月から1918年11月までの期間に行われていた。

(7) 諸学校

官立の諸学校の中で日本人生徒に対する必修科目としての朝鮮語教育を行っていたのは、官立師範学校と官立専門学校である。師範学校では、前身である京城高等普通学校附設臨時教員養成所では1913年から1921年まで、官立師範学校では1921年から1943年まで朝鮮語が必修科目だった。専門学校は1922年の教育令改正で改編された、京城法学専門学校、京城医学専門学校、京城高等工業学校、水原高等農林学校、京城高等商業学校の5校で1938年まで必修科目として朝鮮語が教えられた。

(8) その他

1) 普通学校教員

朝鮮人児童の初等教育機関である普通学校の日本人教員に対しては、1910年代に集中的な朝鮮語教育が行われていた。内地から朝鮮に渡ってきた教員に対する講習会は1910年から1921年まで毎年開かれており、ほとんどの教員がそこで朝鮮語を学んだ。また、1920年には内地人教員朝鮮語試験が行われ395名の普通学校教員が合格した。なお、1921年時点での日本人教員数は1103名で、そのほとんどが朝鮮語教育を受けていたが、それ以降は教員に対する朝鮮語教育は行われていない³²。

2) 金融組合理事

金融組合理事は官吏には含まれないが、任免者が朝鮮総督であった時期がある。このように官製の金融機関と言ってよい金融組合の理事についてもここでとりあげておく³³。

金融組合の設立は1907年である。設立当初は、採用以前に朝鮮語能力を身につけていた理事が多かったため、特別な朝鮮語講習制度などは設けられていなかった。しかし、1926年からは毎年採用された理事に対する講習会が行われた。1930年以降は3～4ヶ月間の期間で朝鮮語は少ない時で60時間、多いときで150時間課せられた。この講習会は少なくとも1942年まで続いた。

また、1928年には金融組合独自の朝鮮語試験規程が定められた。これは合格者に手当金が支給された朝鮮語奨励試験とは異なり、理事には受験が義務付けられており不合格の場合にはボーナスが5～25%カットされるというものだった。この規程による最低等級の丙種試験が上述の講習会の期間内に行われていたことから、この試験も1942年まで続いていたのではないかと推測される。

以上のように、『朝鮮文朝鮮語講義録』が創刊された1924年前後の時期には、日本人官吏はさまざまな形で朝鮮語学習を課せられていたことがわかる。こうした制度によって学習者たちによる学習書に対する需要が生み出されていったのである。

3. 『朝鮮文朝鮮語講義録』と朝鮮語研究会

『朝鮮文朝鮮語講義録』は1924年9月に第1回第1号が朝鮮語研究会から発行された。(1)では同会の規程内容をひとつずつ検討していくことによって同会の概要をつかむ。(2)では朝鮮総督府とそれが行っていた朝鮮語奨励試験等との関連の深さを示すことによって、同誌の性格を明らかにする。(3)では同誌の執筆者の経歴を見ることによって、やはり同誌の性格を明らかにする。(4)では同誌の創刊当時の状況を詳しく見ていく。同誌の刊行がどれほど朝鮮語学習者の間で期待されていたのか、また同誌に対する需要がどれほどのものであったのかなどを検討する。(5)では、初級学習者を対象とした同誌と共に、同じく朝鮮語研究会から刊行されていた中級学習者対象の『月刊雑誌朝鮮語』にも言及し、両誌が廃刊されるまでの、朝鮮語学習への需要の変遷を明らかにする。

(1) 朝鮮語研究会規程³⁴

第一条 本会ハ朝鮮語研究会ト称シ本部ヲ京城府ニ置ク

同会は発足当初は編輯部が京城黄金町一丁目、発行所が京城府諫洞一二二というように住所を異にしていた³⁵。その後の住所の変遷は、京城黄金町三丁目三〇(1924.12～1926.5)³⁶、京城大漢門前(京城太平通二丁目)(1926.5～1931.5)³⁷、京城太平通一丁目(1931.5～1937.2)³⁸である。なお、1926年5月の京城大漢門前への移転理由については、以下のように説明されている

今回、さらに業務を拡張し、また一方では日刊『朝鮮思想通信』を始めたことにより、事務所を広げるために京城大漢門前に移転しましたので、以前にも増してご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます³⁹。〔原文朝鮮語、日本語訳は筆者〕

同会の存続期間は不明であるが、上記の変遷から少なくとも1937年2月までは存続していたことがわかる。

第二条 本会ハ朝鮮文朝鮮語ノ研究並ニ其ノ普及ヲ図ルヲ以テ目的トス

第三条 本会ハ前項ノ目的ヲ達シ且内鮮融和ニ資スル為メ毎月一回朝鮮文朝鮮語講義録ヲ発行シ会員ニ頒ツモノトス 又講演会講習会或ハ談話会ヲ開催シ本会ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ヲ行フ

第四条 本会ニ於テ発行スル講義録ノ修業年限ハ一ヶ年トス

ここでは同会の目的が明記されている。「朝鮮文朝鮮語ノ研究並ニ其ノ普及」を図り、「内鮮融和ニ資スル為メ」であった。また、毎月1回発行され1年間で終了する月刊の語学通信講座だったこともわかる。

第五条 本会ノ会員タラントスル者ハ何時ニテモ入会スル事ヲ得（入会金不要）

第六条 本会会員ハ会費トシテ毎月金七拾銭ノ会費ヲ前納シ此ニ対スル第三条所定ノ講義録ノ配布ヲ受クルモノトス 会費ノ領収ハ前項講義録ノ送付ヲ以テ此ガ証トシ別ニ領収証ヲ発行セス

第七条 本会ノ講義録ハ第一号ヨリ講習スル会員ニ在サレバ配布ノ需ニ応セズ

第八条 数個月分ノ会費ヲ一時ニ前納スル会員ニ対シテハ左ノ割合ニ依リ会費ヲ減額ス 三ヶ月 貳円 六ヶ月 參円八拾銭 壹ヶ年 七円（郵税共） 前納ノ会費尽キタル時ハ送本ノ封皮ニ「会費完了」ノ印ヲ押捺シ此ガ通知ニ代ユ

途中の月からの入会も認められていたが（第五条）、その場合にも第1号からの講習が条件となっていた（第七条）。これは、すべての講義科目が連載物になっており途中からの購読では意味がなくなるという雑誌の形式によるものであろう。会費については別項で考察する。

第九条 講義科目ノ大要左ノ如シ 一、朝鮮語ノ発音及文法 二、朝鮮語會話 三、朝鮮書翰文例 四、国文解釈、鮮文国訳 五、朝鮮語學習上ノ注意 六、朝鮮文章講話 七、朝鮮地理及歴史梗概 八、朝鮮単語及熟語 其ノ他科外講義トシテ朝鮮ノ風俗、習慣、伝説、迷信、冠婚、葬祭、俚諺、吏読法等

実際の講義録では若干の科目の変更もあるが、おおよそこれにそって行われていた。

第十条 会員ハ講義録ノ配布ヲ受ケ講演会、談話会、講習会等ニ出席スルヲ得 但講師ノ都合ニヨリ変更スル事アルベシ

この種の講演会等が開催されたことを示す資料は未見である。

第十一条 会員ニシテ講義録中ニ疑義アルトキハ何時ニテモ自由ニ質問スルコトヲ得 但シ質疑ニハ必ズ講義録ノ号数、頁数、行数等ヲ明確ニ記シ返信料ヲ添付スルコト 会員ハ各自朝鮮文ノ作文、翻訳文、諺文習字、其他ヲ送付シ此ガ添削又ハ批評ヲ乞フコトヲ得

個人的な質問のうち、いくつかは同誌の「舎廊房」という読者の声欄のようなところに掲載されていた。「舎廊房」欄は同誌の後継誌である『月刊雑誌朝鮮語』にも引き継がれた。

第十二条 会員ニシテ本会講義録ニ就キ所定年限ノ講習ヲ了ヘタル者ハ修業証書ヲ請求スルコトヲ得全科ヲ修了シタルモノニシテ卒業証書ヲ求ムル者ニ対シテハ試験ヲ行ヒ其ノ合格シタル者ニ之ヲ授与ス 但シ試験ニ関スル規則ハ学期終リニ之ヲ発表ス以上

この規程にもとづいて実際には1925年8月に「朝鮮語講義録卒業試験規程」が同誌12号

に掲載された。これによると、試験は全12号発行後1ヶ月を経過した1925年10月初旬施行とされた。試験手数料は実費60銭で、試験問題は講義録の課目の中から出題されることになっていた。試験問題は郵送され、到着後3日以内に答案を作成し返送するという方式だった。合格者には卒業証書が交付されることになっていたが、これにどのような価値があったのかはわからない。

(2) 『朝鮮文朝鮮語講義録』の性格

同誌の創刊号が出されたときには、「始めて統一ある朝鮮語教習機関が出現した」と評され、当時の朝鮮総督齋藤実、政務総監下岡忠治、さらに1921年5月にすでに開始されていた朝鮮語奨励試験の試験委員長守屋栄夫などから祝辞祝筆が寄せられた⁴⁰。朝鮮語奨励試験とは、1921年から少なくとも1943年まで継続した日本人官吏を対象とした朝鮮語試験制度である。この試験制度は朝鮮総督府によるもので毎年10万円前後の特別会計予算がつけられていた。そして20年余りの存続期間に延べ6669名の合格者を輩出し、合格者にはその等級に応じて毎月5～50円の手当金が支給された⁴¹。

守屋委員長は祝辞の中で「此の種の講義録発行が当然起るべきものと信じ之を期待して居つたのであります」と述べている。朝鮮語奨励試験の委員長が同誌の発刊を期待していたということからもわかるように、同誌は朝鮮総督府や朝鮮語奨励試験との関連が深い。実施された試験問題、合格者名簿など試験関係の記事が多く掲載されており、朝鮮語奨励試験の受験準備用の雑誌だった。

一年後に創刊された『月刊雑誌朝鮮語』には毎月、広告記事のようにして、当時の朝鮮語奨励試験委員長藤原喜蔵「第三種試験と其の成績」という「総督府より新聞記者団に発表」した記事が掲載されていた。そこでは、「尚今回の合格者中には、朝鮮語研究会発行の朝鮮文朝鮮語講義録に依り学習したる者が相当あつた様に思はれる。講義録の内容如何に付いては敢て言及しないが、将来に於ける受験者諸君の参考として特に付記して置く」という部分が大きなポイントの活字を使って書かれている⁴²。そして、実際にも1926年に行われた朝鮮語奨励試験第二種試験において「今回の合格者は大部分が——大部分と言うよりもほとんど全部が本会の会員だったという〔原文朝鮮語、日本語訳は筆者〕」⁴³という報告もある。

官との結びつきについては、以下のような記述からも十分に見てとれる。

各道の道庁では公文を發して朝鮮語奨励の趣旨を徹底せしむる一方法として朝鮮文朝鮮語講義録に就き勉強せよとまで布告されたのであつた。従来朝鮮語奨励に最も熱心であつたのは警務方面で、各道警察部では絶對的に推奨してをられるが、今回は内務、学務方面でも府郡官公吏や普通学校小学校訓導等に朝鮮語を奨励したいと広く通牒を發せられたのでこの方面からの申込も引続き來到しつつある⁴⁴。

(3) 『朝鮮文朝鮮語講義録』の執筆者

ここでは、『朝鮮文朝鮮語講義録』の主要な執筆者であり、朝鮮語研究会の会長であった李完応と、同会の主幹であった伊藤卯三郎の経歴について詳しく述べる。その他の執筆者については、同誌の目次に掲載された肩書きを示す。

1) 李完応

李の担当科目は「朝鮮語発音及文法」である。これは第1回～第3回の全号に連載され、後に『朝鮮語発音及文法』(朝鮮語研究会、1926年)という単行本としても刊行された。『月刊雑誌朝鮮語』では「正しい朝鮮語の発音」(1～4)、「高等朝鮮語会話」(7～40)を執筆している。

李の経歴は以下のとおりである。1887年生まれで本貫は全州。1906年3月に官立漢城中学校尋常科卒業後、同校(1906年9月官立漢城高等学校と改称)の教官となる。その後、就任年は不明だが韓国政府学部の翻訳官となる。1910年官立漢城外国語学校に転じる。同校が1911年に官立漢城高等学校の後身である京城高等普通学校に合併されるのにもない、同校の教諭として朝鮮語を担当する(1925年まで)。1913年同校に臨時教員養成所が附設され本科生(朝鮮人)と第二部生(日本人)に朝鮮語を教える(1921年まで)⁴⁵。その間、1918年から1925年まで判任官見習講習会(後に行政講習所規程による講習会)で、新庄順貞や山本正誠などと共に朝鮮語を担当する⁴⁶。1925年に38歳という若さで職を辞し、朝鮮語研究会会長となる。会長決定の報告記事は、『朝鮮文朝鮮語講義録』第1回第6号(1925年3月)に掲載された⁴⁷。

単行本としては上であげたものに加えて、伊藤韓堂(伊藤卯三郎)との共著として『朝鮮語第三種受験者必携』(朝鮮語研究会、1927年)、『中等学校朝鮮語教科書 上下』(朝鮮語研究会、1928、1929年)、『一日一時間一年卒業警察官朝鮮語教科書』(朝鮮語研究会、1929年)がある。

1949年に亡くなったが⁴⁸、1929年執筆の著作以降20年間の経歴は不明である。朝鮮語研究会発行の『中等朝鮮語講座』(1931.6～1933.11)にも執筆しておらず、この時期にはすでに朝鮮語研究会から離れていた可能性もある。

2) 伊藤卯三郎

伊藤は朝鮮語研究会の主幹である。著者名としてしばしば使われている韓堂は号であろう。担当科目は「朝鮮文章講話」(1-1, 2, 5-7, 2-5-12, 3-5-12)、「助詞の比較研究」(1-8, 9)だった。『月刊雑誌朝鮮語』では「朝鮮語会話「朝鮮一週」」(1-35)、「朝鮮語会話「随問随答」」(35-39)を、『中等朝鮮語講座』では「最近朝鮮文範講義」(1-9)を執筆した。

福岡市の出身で、1905年朝鮮に渡り鎮南浦私立保英学校に入學し朝鮮語を学んだというが、同校の詳細は不明である。1910年鎮南浦新報社に入社し諺文付録編輯主任となる。1912年に退職。1915年朝鮮新聞社に入社し諺文版編輯主任となる。1919年京城日報社に転じた

後、1921年毎日申報社に入社し編集長として諺文新聞の編集を担当する。1924年7月に退社⁴⁹。

この直後に朝鮮語研究会を設立し、9月に『朝鮮文朝鮮語講義録』を創刊した。この間の経緯は不明である。1926年4月には朝鮮通信社を創立した。同社は朝鮮語新聞の主要な記事を日本語に翻訳した日刊紙である『朝鮮思想通信』を発行していた。同紙は創刊号(1926. 5.15)から2325号(1933. 12. 26)までの発行が確認できる。

編著書としては、前述した李との共著の他に、『朝鮮語試験問題並訳文集』(朝鮮語研究会、1930年)、『普通学校朝鮮語読本巻一訳解』(朝鮮語研究会、1933年)、『内鮮共用書簡文集』(朝鮮語研究会、1937年)がある。

3) その他

その他の執筆者については、朝鮮語に関する講義ではなく朝鮮語奨励政策や朝鮮語奨励試験に対する講評などを執筆した者、日本人執筆者、朝鮮人執筆者の順に紹介する。なお、それぞれの肩書きは『朝鮮文朝鮮語講義録』の目次に掲載されたものをそのまま示す。また、執筆者名や肩書きは異なるものが掲載されている場合には「/」の前後に示した。

講評等を執筆した者。守屋栄夫(総督府庶務部長)、丸山鶴吉(総督府警務局長)、西村保吉(総督府殖産局長)、藤原喜蔵(京畿道警察部長)

日本人執筆者。山本正誠(京城医学専門校)、小倉進平(総督府編修官/京城帝国大学)、中村健太郎/三笑生(総督府嘱託)、田中徳太郎/T T生(朝鮮総督府通訳官)、西村真太郎(総督府通訳官)、大野三五郎。

朝鮮人執筆者。李種植(忠北道警察部)、黄萬喬(毎日申報記者)、魚允迪(中枢院参議)、金燾鎮(通洞講習会講師)、洪承焄(毎日申報論説部長)、高悌源、車相瓚(雑誌開闢記者)、徐丙業(毎日申報記者)、李允熙(京城第一高普校教諭)、李源圭、李鼎燮(楽天講習会講師/朝鮮語研究会)、陸壽川(全羅北道南原)、姜信文(総督府中枢院/中枢院嘱託)、尹泰東(京城帝大助手文学士)。

日本人執筆者はほとんどが朝鮮総督府の職員であり、(2)で述べた同誌の性格を裏付けている。朝鮮人執筆者には新聞・雑誌記者が多いが、これは伊藤卯三郎の人脈によるものではないかと思われる。

(4) 『朝鮮文朝鮮語講義録』の創刊当時の状況

創刊号が出された1924年9月は、朝鮮語奨励試験が最初的大幅な改正(1924年8月11日)を行った直後にあたる。前述の守屋試験委員長は、同誌に送った祝辞の中で「最近朝鮮語奨励試験規程が改正になりまして、初歩の研究者の為めには、程度を緩和して応試易からしました」⁵⁰と述べているように、この改正は「受験の機会を増加させたこと、試験問題が会話能力を重視し全体の問題量を減らしたこと、手当受給期間を延長する可能性を高くしたことなど、受験者にとっての様々な便宜をはかるもの」⁵¹だった。朝鮮語奨励試験の受験雑誌とも言える同誌が、試験制度の拡充直後に発刊されたことには単なる偶然以上の意

味があると思われる。

さて、『朝鮮文朝鮮語講義録』の発刊を期待していたのは、当局ばかりではなかったようである。同誌の編集後記にあたる「象胥余録」欄では創刊時の様子について以下のように書かれている。当事者によるものではあるが、当時の様子がかうかがい知れる。

本講義の創刊は会員諸君の待ちに待たれたと云ふては甚だ失礼であるが始めて統一ある朝鮮語教習機関が出現したからであらうが之を新聞紙上に発表するや或は書信或は電話を以て多数の申込に接し一時は真に応接に違ない程であつた⁵²

また、「本講義録は去る八月中に第一号刊行の予定であつたが主務者の内地旅行又は印刷難等の為め存外延引⁵³し、結局1ヶ月遅れて発行された。それに対しては、以下のように抗議の声が殺到したようである。

本誌の刊行が存外遅延したので八月中旬頃から会員の督促状が来るは来るは日に五六通十五六通づつにも達し忽ち机上に山積するに至つた〔……〕是等督促状を通じて見ても会員が如何に本講義録に対して熱心なる期待を持つて居るるかが想像され、寧ろ其の反響の多く且強いのに吃驚してをる次第である⁵⁴

さらに、同誌第1回第5号には「新会員募集 第一号再版刷成 第一号(九月号)品切れのため、新会員の入会を謝絶してをりましたが今回再版の刷成を見たので更に新会員の御申込を歓迎いたします。(入会金不要)」という広告が掲載された⁵⁵。このことから予想以上の売れ行きであったことが推測される。第1回の最終号である第12号でも「熱心なる会員の数、発起人等が嘗て想像したる数の幾倍かに達し、講義録としては類を見ざる数版累刊の盛況を呈した」と言われている。

同誌の会費は、第1回(1924年9月～1925年9月)では月額70銭、年額7円だったものが、第2回(1926年10月～1927年9月)に至って月額60銭、年額6円50銭に減額されている⁵⁶。これも同誌の売れ行きが好調だったことの傍証になろう。また、1926年3月以降には『朝鮮文朝鮮語講義録 合本』というものも発売されている⁵⁷。

(5) その後の朝鮮語研究会

前述したように、『朝鮮文朝鮮語講義録』が創刊された1924年は朝鮮語奨励試験の最初的大幅な改正が行われた年であり朝鮮総督府による朝鮮語奨励政策の最盛期だった。しかし4年後の1928年の改正で「手当金の減額をはじめとして受験機会の減少、手当支給期間の短縮などが行われ、これをきっかけとして以降の改正(一九三一、三七年)においても同様の傾向に拍車がかかり、結果として合格者の減少⁵⁸」をまねいた。次の表は、朝鮮語奨励試験合格者数および毎月手当総額を年度別に示したものである。

表4 朝鮮語奨励試験合格者数および毎月手当総額

年 度	1921	1922 1923*	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932
合格者数	594	816	457	383	366	293	185	285	252	117	235
毎月手当総額	4685	6850	4800	4075	3520	2375	1695	2600	2400	835	1515

年 度	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943
合格者数	296	261	261	254	282	226	195	211	259	211	105
毎月手当総額	1835	1675	1675	1595	1570	1270	1215	1305	1545	1250	525

出典：山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策』（不二出版、2004年、74頁）をもとに作成

*：年度の区切りの変更によりに第三種試験が1922年度に2回行われ、1923年度には行われなかったため二年分の数字を掲げた。

この表からは、1930年度と1931年度の間に転換点のあることがわかる。しかし、この衰退の原因は1928年8月27日の改正にあった。したがって、朝鮮語奨励の最盛期は1924年から1928年までの4年間だったと見ることができる。朝鮮語研究会は、まさにこの最盛期に『朝鮮文朝鮮語講義録』第1回（1924年9月～1925年9月⁵⁹）、『月刊雑誌朝鮮語』（1925年10月～1929年1月）、『朝鮮文朝鮮語講義録』第2回（1926年10月～1927年9月）、『朝鮮文朝鮮語講義録』第3回（1927年10月～1928年9月）といった月刊誌を相次いで発行していたことになる。なお『月刊雑誌朝鮮語』は以下に説明されているように、「程度の少し高い」読者を想定したものとして創刊されたようである。

本講義録は朝鮮語の初歩の方々を標準として編纂しつつあるものであるから、程度の少し高い方々は不満足であるかも知れぬ。其の方々には本会発行『월간잡지朝鮮語』を御薦めします。『월간잡지朝鮮語』は云はゞ朝鮮語の中等講義録で第三種受験まぎはの方々や合格して上級に進まんとする方々のための雑誌です⁶⁰。

この『月刊雑誌朝鮮語』が刊行されていた時期は、『朝鮮文朝鮮語講義録』の第2回、第3回と完全に重なっている。つまりこの2年間は2種類の月刊雑誌が同時に出版できるほどの需要があったということを意味する。

『月刊雑誌朝鮮語』によれば1926年8月の時点で会員数は「千有余名」だったという⁶¹。しかし、以下のように最盛期には1800名を超えていた会員も1928年2月の時点では500～600名にまで落ち込んでいたという。

一時一千八〇〇余名の会員を抱擁した本誌も如何なる次第にや漸次遞減を見、今や雑誌として到底存続する能はざる程の秘境に立ち、若し今日にしてこの頹勢を喰止める

ことが出来なかつたならば或は遂には哀れな最後を遂ぐるに至るやも測り知るべからざる現況である。[……] 今日僅か五百や六百の会員だけでは何うすることも出来ない点に御同情ありて会員の方々が仮へ一人づつでも新会員を紹介して頂けるならば一せめて一千部以上の読者を有するに至つたならば、本誌も何とか収支だけは償ふことと考へられ、収支さへ償へば此のタツターつの月間잡지も維持せられて行くのである。特に会員各位の御同情に懇へる次第である⁶²。

これが書かれてから約1年後の第40号(1929年1月)を最後に『月刊雑誌朝鮮語』の発行は確認されていない。現在、国内外にある複数の図書館等に保存されている『月刊雑誌朝鮮語』はいずれも第40号までしかないことから、これを最後に廃刊されたものと思われる。

廃刊を予感させるような記事は他にもある。第28号(1927年12月)では以下のように、舎廊房(読者の声欄)への投書の少なさが嘆かれている。

本誌は創刊第一号に於いて声明した如く、朝鮮語界に於ける唯一の機関誌として、斯界に身を処する人々の共同の研究、発表、交際の機関たらしむることを目的として発刊したのである。然るに近来会員諸僉の本誌を利用さること甚だ薄く、舎廊房の如きは僅かに一二の人の質疑或は消息を以て辛うじて填めて行くに過ぎない状態であるのは是れ果して何を語るものであらう? 吾人甚だ怪訝に堪えざる次第である⁶³。

その後、2年余りの間、雑誌の発行はなかったようだが、1931年6月に『中等朝鮮語講座』が創刊された。この雑誌は、この時点ですでに朝鮮語奨励試験の第三種合格者が2600名を超え、年々その数が増加しているにもかかわらず、その上の第二種、第一種の合格を目指す人々の中級、上級用の学習書がなかったために刊行されたものだという。価格は月額60銭、年額6円50銭だった。当初月刊誌として発行されたが、毎月の刊行が困難だったらしく、1号(1931.6)、2号(1931.8)、3号(1931.9)、4号(1931.12)、5号(1932.5)、6号(1932.10)、7号(1933.2)、8号(1933.6)、9号(1933.11)というように毎号発行日がずれこんでいった。現在、国内外3ヶ所の図書館に所蔵されている同誌はすべて第9号までしか存在していないことから、第9号で廃刊に追い込まれたのではないかと推測される。なお、伊藤卯三郎が社長をつとめた朝鮮通信社発行の『朝鮮思想通信』もやはり、同時期である1933年12月26日以降発行されていないことも何らかの関連があるのではないかと推測される。

朝鮮語研究会発行の学習書としては以下のようなものがある。『朝鮮語発音及文法』(1926)、『朝鮮語第三種 受験者必携』(1927)、『日鮮単語対訳集』(1929)、『中等学校朝鮮語教科書』上下(1928,1929)、『一日一時間一年卒業警察官朝鮮語教科書』(1929)、『鮮和

新辞典』（1930）、『朝鮮語試験問題並訳文集』（1930）、『普通学校朝鮮語読本 卷一訳解』（1933）、『わかり易い朝鮮語会話』（1934）、『朝鮮語試験問題集』（1936）、『内鮮共用書簡文集』（1937）など多数である。その他にも、広告で確認できたものとして『鉄道専用朝鮮語自習書』、『通信吏員朝鮮語自習書』などがある⁶⁴。

(6) 『朝鮮文朝鮮語講義録』と『月刊雑誌朝鮮語』廃刊の要因

前述したとおり、『朝鮮文朝鮮語講義録』は第3回（1927年10月～1928年9月）以降発行されておらず、『月刊雑誌朝鮮語』も第40号（1929年1月）を最後に廃刊されたと推測される。廃刊に追い込まれる少し前の時点である1928年4月の『月刊雑誌朝鮮語』には、発行部数の減少、つまり会員数の減少の要因に関する以下のような記述がある。

本会が大正十三年九月『朝鮮文朝鮮語講義録』を発行して以来、既に四星霜を經過せる今日に於て、既往及現在の読者を検するに、警察官が殆どその八割を占め、最近鉄道局職員や金融組合職員の陸続たる入会を見るに至つた。而してその中で学校職員及郡庁等の職員はといふに、ホンの数へる程しか見出されないのは何故か。以前は学校職員といへば殆ど朝鮮語の講習を受けないものはなく、府郡職員の講習会などに於ても、多くは朝鮮語を課し来つたのであるが、昨今は普通学校教員の夏期講習会ですらも、朝鮮語を課するといふことを聞かない現状である。是れ学校教員及一般官吏は朝鮮語が既に上達せる為であらうか、将又その必要を認めないからであらうか、当局並に当事者の大いに考慮を要する問題であらうと思ふ⁶⁵。

この時期、警察官、鉄道局職員、金融組合職員の会員は維持あるいは増加していた一方で、学校職員、郡庁等の職員の会員が少なくなったという。この分析を、2. で示した日本人官吏を対象とした朝鮮語試験・講習制度の存続時期と比較してみたい。

警察官に対するものは全時期にわたって行われた。鉄道従事員養成所では1941年までは2年間週2～3時間朝鮮語が課されていた。金融組合理事に対しては、1926年から新任者向けの講習が始まり、1928年からは義務としての朝鮮語試験規程が定められ、1942年まで継続した。その他、監獄では1943年まで、通信局でも1942年まで朝鮮語を含む講習・試験制度は継続していた。

一方、学校職員に対する講習は1922年以降行われなくなった。ただ、師範学校第二部（普通学校教員養成課程）では1922年以降も週4時間朝鮮語が課され、1938年に2時間、1943年に廃止という過程をたどった。地方庁職員に対する試験制度は、1919年に判任官見習採用試験の規程がなくなり、雇員採用試験では朝鮮語が科目から除外された。講習制度は、道府郡書記講習会が1912年、判任官見習講習会～行政講習所が1925年まで行われていたことが確認できるが、1936年に地方官吏養成所規程が定められるまでの11年間の実施状況は不明である。

以上の考察から、上の記述内容はほぼ実態を反映したものと見えそうである。だとすれば、発行部数減少の主たる原因は地方庁職員と教員に対する朝鮮語教育の衰退だったということになる。しかしながら、それ以外の職員を対象とした制度は支配末期の1940年代まで継続しており、日本人を対象とした朝鮮語学習書の発行点数は表5のように1930年以降、減少してはいるが急激に落ち込んでいるわけではない。

表5 朝鮮語学習書発行点数

1910-14	1915-19	1920-24	1925-29	1930-34	1935-39	1940-44
12	11	10	16	8	8	5

出典：山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策』（不二出版、2004年、22頁）

したがって、発行部数減少の要因は朝鮮語の講習・試験制度の衰退だけでなく、『朝鮮文朝鮮語講義録』や『月刊雑誌朝鮮語』の内容自体や発行形態にもあったということも考えなければならない。しかし、本稿ではそこまでは立ち入らず事実の指摘にとどめる。

おわりに

朝鮮語研究会発行の『朝鮮文朝鮮語講義録』と『月刊雑誌朝鮮語』は、朝鮮総督府による日本人官吏に対する朝鮮語奨励政策の最盛期だったと考えられる1924～1929年という時期に発行された。これらの雑誌は特に朝鮮語奨励試験の受験者にとって重要なものだったと言える。これが廃刊に追い込まれた理由としては、朝鮮語奨励政策の衰退による朝鮮語学習に対する需要の落ち込みや、両誌の内容自体や発行形態などが考えられる。

しかし両誌が廃刊された後にも朝鮮語研究会からはいくつかの学習書や雑誌が発行されていた。つまり、両誌の廃刊によって朝鮮語研究会の活動が終わったわけではなく、また朝鮮語学習に対する需要がなくなったわけでもなかった。

今後は、これらの学習書の発行の経緯や、朝鮮語研究会の活動実態のさらなる解明が必要である。また、本稿ではほとんど考察することができなかったが、朝鮮語学習に対する需要の背景にあった朝鮮総督府による朝鮮語奨励政策の盛衰だけでなく、そのさらに背景にあった朝鮮支配政策全体との関連からもこの問題を考えていかなければならない。そうした作業を通じて、植民地支配下の朝鮮において支配者側の日本人が被支配者側の言語である朝鮮語を学んでいたことの意味を考えることができるからである。

(付記) 本稿は、研究協力者として参加した平成20年度科学研究費補助金基盤研究(B)「学習書を通して見る近代日本における朝鮮語教育史の多元的・実証的研究」による研究成果の一部である。

注

- 1) 「朝鮮語研究会規程」『朝鮮文朝鮮語講義録』1-1、1924. 9。
- 2) 週刊朝日編『値段の 明治大正昭和 風俗史 上』、1987年。
- 3) 安田敏朗『帝国日本の言語編制』世織書房、1997年、165頁。
- 4) 吉野誠「明治期日本の朝鮮語会話入門書について」『朝鮮語教育研究』1990年、83頁。
- 5) 山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策』不二出版、2004年。
- 6) 学習者側の需要という観点は、第16回日韓・日朝交流史研究会（島根県立大学、2008. 10. 24）での筆者の報告に対する質疑応答、および平成20年度 科学研究費補助金基盤研究（B）「学習書を通して見る近代日本における朝鮮語教育史の多元的・実証的研究」による研究会において得た知見である。
- 7) 前掲山田、22頁。
- 8) 武田幸男編『朝鮮史』山川出版社、2000年、257～264頁。
- 9) 姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』東京大学出版会、2001年、62頁。
- 10) 『朝鮮総督府官報』1911. 10. 19。
- 11) 『朝鮮総督府官報』、1912. 6. 10、6. 12。
- 12) 『朝鮮総督府官報』、1914. 1. 10。
- 13) 試補は一定の講習を受けた後に、高等官である奏任官として採用された。
- 14) 試補及見習ニ関スル件（府令第103号1912. 5. 14、改正1912. 9. 25）、朝鮮総督府及所属官署文官採用ニ関スル件（府令第64号1913. 6. 26）、朝鮮総督府及所属官署試補及見習ニ関スル件（府令第40号1919. 3. 31）
- 15) 朝鮮総督府及所属官署雇員採用規程（府令第104号1912. 5. 14）、朝鮮総督府及所属官署雇員採用ニ関スル件（府令第65号1913. 6. 26、改正1919. 2. 17）
- 16) 岡本真希子『植民地官僚の政治史』三元社、2008年、242～247頁。
- 17) 『朝鮮総督府官報』、1918. 1. 22。朝鮮受験学会『朝鮮総督府普通試験警部考試弁護士試験問題集』松山房、1937年、1～11頁。
- 18) 『朝鮮総督府官報』1919. 1. 21。
- 19) 『朝鮮彙報』1920年1月、148～154頁。
- 20) 朝鮮総督府行政講習所規程（府令第121号1922. 8. 26、改正1923. 3. 7、1924. 3. 8）
- 21) 李完応『朝鮮語発音及文法』朝鮮語研究会、1926年。
- 22) 『朝鮮総督府官報』、1941. 9. 9。
- 23) 助産婦養成規程（府令第77号1922. 5. 2）
- 24) 前掲山田、131～163頁。
- 25) 朝鮮総督府看守採用規則（改正1918. 5. 9、1931. 4. 30）
- 26) 朝鮮総督府看守教習規程（訓令第23号1918. 5. 9、改正1925. 4. 1）、朝鮮総督府刑務官練習所規程（訓令第47号1937. 7. 14、改正1943. 1. 16）
- 27) 朝鮮総督府看守考査及試験規則（訓令第47号1911. 5. 25）、朝鮮総督府看守長任用考試規則（訓令第3号1915. 2. 1）。朝鮮総督府看守長特別任用学術試験及実務考査規程（府令第169号1920. 11. 6、改正1936. 7. 18、1943. 8. 3）
- 28) 朝鮮総督府鉄道局従事員教習所規程（訓令第61号1910. 11. 21）

- 29) 朝鮮総督府鉄道従事員養成所規程(府令第27号1925.4.1、改正1928.3.29、1941.4.1)、朝鮮総督府交通従事員養成所規程(改正1944.10.26なお、これに先立つ1943.12.1の改正により名称が「朝鮮総督府鉄道従事員養成所」から「朝鮮総督府交通従事員養成所」に変更されている。)
- 30) 通信業務伝習生養成規則(訓令第10号1912.10.28、改正1913.10.21、1915.3.27、1917.11.7、1919.10.6)、朝鮮総督府通信局通信吏員養成所規程(府訓令第7号1938.3.29、改正1942.4.9)
- 31) 朝鮮総督府臨時土地調査局事務員講習規程(訓令第49号1911.5.30)
- 32) 詳細については、前掲山田(95~129頁)を参照。
- 33) 詳細については、前掲山田(165~197頁)を参照。
- 34) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-1、1924.9。
- 35) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-2、1924.10、奥付。
- 36) 『朝鮮思想通信』1926.5.29。
- 37) 『朝鮮思想通信』1931.5.15。
- 38) 『中等朝鮮語講座』1、1931年、奥付。伊藤韓堂『内鮮共用書翰文集』朝鮮語研究会、1937年、奥付。
- 39) 『月刊雑誌朝鮮語』9、1926年6月、題言。
- 40) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-1、1924年9月、11頁。
- 41) この制度の詳細については、前掲山田(67~93頁)を参照のこと。
- 42) 『月刊雑誌朝鮮語』1、1925年10月、2頁。
- 43) 『月刊雑誌朝鮮語』15、1926年12月、題言。
- 44) 『朝鮮文朝鮮語講義録』2-2、1926年11月。
- 45) 伊藤卯三郎編『朝鮮及朝鮮民族 第一集』朝鮮思想通信社、1927年、372頁。
- 46) たとえば、1918年7月11日から12月23日にわたる5ヶ月間行われた講習会では、李完応は総督府通訳官の新庄順貞と共に120時間朝鮮語を教えた(『朝鮮彙報』1919年1月、156頁)。1919年7月14日から12月20日に行われた講習会では、李完応は山本正誠と共に130時間朝鮮語を教えた(『朝鮮彙報』1920年1月、148~149頁)。これを引き継ぐ形で1922年朝鮮総督府行政講習所規程が定められこれによる講習が毎年1年間行われた(『朝鮮総督府官報』1922.8.26)。さらに1936年にこれを引き継いだものが朝鮮総督府地方官吏養成所規程である(『朝鮮総督府官報』1936.9.18)。
- 47) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-6、1925年3月、14頁。
- 48) 南廣祐「李完応著中等教科朝鮮語文典影印에 부쳐」(李完応『中等教科朝鮮語文典』1987年)。
- 49) 森川清人編『朝鮮総督府始政二十五周年 記念表彰者名鑑』1935年、1176~1177頁。
- 50) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-1、1924年9月。
- 51) 前掲山田、77頁。
- 52) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-1、1924年9月、12頁。
- 53) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-1、1924年9月、10頁。
- 54) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-1、1924年9月、12頁。
- 55) 『朝鮮文朝鮮語講義録』1-5、1925年1月。
- 56) 『朝鮮思想通信』の広告欄に掲載された「第二回の会員募集中」の広告による(『朝鮮思想通信』、

1926. 10. 5)。

- 57) 合本の奥付には、通常の本に見られるような「版」や「刷」は示されていない。これは、毎月発行されていた『朝鮮文朝鮮語講義録』を、その講義内容ごとにバラして綴りなおして合本を作成していたためである。合本の奥付として最も古いものは、1928年3月10日である。また合本発売の広告として最も古いものは、『月刊雑誌朝鮮語』6（1926年）に掲載されていたものである。合本に関しては、植田晃次氏より多くの情報と知見を得た。記して感謝申し上げる。
- 58) 前掲山田、77頁。
- 59) 同誌は第6号までは毎月15日に発行していたが、その後毎月1日発行に変更されたため最終の第12号の発行が1ヶ月ずれることになった（『朝鮮文朝鮮語講義録』1-6、1925年3月、26頁）。
- 60) 『朝鮮文朝鮮語講義録』2-3、1926年12月、8頁。
- 61) 『月刊雑誌朝鮮語』11、1926年8月、題言。
- 62) 『月刊雑誌朝鮮語』30、1928年2月、題言。
- 63) 『月刊雑誌朝鮮語』28、1927年12月、題言。
- 64) 『朝鮮語試験問題並訳文集』、1930年、広告欄。本書は植田晃次氏より提供していただいた。記して感謝申し上げる。
- 65) 『月刊雑誌朝鮮語』32、1928年4月、題言。

キーワード 朝鮮語学習書 植民地 朝鮮語奨励政策

(YAMADA Kanto)